

一般競争入札の実施(公告)

令和 8 年度長崎港出島地区 SOLAS 資材設置業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び長崎県財務規則(昭和 39 年長崎県規則第 23 号)第 93 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 27 日

長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所長 平井 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 委託する業務の名称

長崎港出島地区 SOLAS 資材設置業務委託

(2) 委託する業務の内容

長崎港出島地区出島岸壁において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく保安対策のため資材等を設置する。(詳細は入札説明書添付の仕様書のとおり)

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

長崎市出島町 出島岸壁

2 競争入札の参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成 17 年長崎県告示第 474 号)に定める物品の借入れの資格を得ていること。

(4) この公告の日から 3 (5) の開札日までの間において、指名停止措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から 3 (5) の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定にあつては、1 回当りの単価(税抜)及び 1 日当りの単価(税抜)がそれぞれの予定価格を

上回らず、「年間予定額(税込)」が最も低かったものが決定者となる。

(2) 電送及び郵送による入札は認めない。

(3) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

(4) 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等

(名称) 長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所総務課(総務経理班)

(住所) 〒850-0033 長崎市万才町3番17号

(電話) 095-822-1257(代) (FAX) 095-825-6385

(5) 入札の期日及び場所

(日時) 令和8年2月12日(火) 15時00分

(場所) 長崎市万才町3番17号

長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所8F入札室

(6) 入札当日が悪天候(大雪等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の(4)の部局へ連絡すること。

4 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和8年2月6日(午前9時~午後5時)までの間(県の休日を除く)

(場所) 3の(4)の部局にて随時交付する。

5 入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 提出期間 この公告の日から令和8年2月2日 午後5時まで(必着)

(2) 提出先 3の(4)の部局とする。

入札説明書に関する質問は、書面により郵送で行うこと(時間的に不可能でやむを得ない場合は電送(FAX)も可能とするが、電送直後直ちに原本を郵送すること。)。なお、質問者は郵送又は電送(FAX)を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

(3) 回答期限 令和8年2月5日

個別事項は、当該者にファクシミリにて回答

全参加者に関する事項は、ホームページ(<https://www.pref.nagasaki.jp>)に掲載

6 契約条項を示す場所

3の(4)の部局とする。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(契約希望単価に予定数量を乗じた金額(消費税及び地方消費税を含む。))の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

なお、規模をほぼ同じくするとは次の 3 区分とする。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

(2) 契約保証金

契約金額（契約単価に予定数量を乗じた金額（消費税及び地方消費税を含む。））の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

9 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格にない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

(10)入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11)誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12)入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13)民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10 落札者の決定方法

(1) 3(1)により決定した者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

11 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 最低制限価格は設定しない。

(3) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用をうけるものではない。

(4) その他、詳細は入札説明書による。